

萩・明倫学舎コワーキングスペース利用規約

令和4年3月1日施行

第1条（目的）

- 本規約は、萩市が運営する萩・明倫学舎コワーキングスペース（以下、「本施設」という。）の利用等に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条（会員登録）

- 初回利用時に会員登録（利用者登録）が必要です。登録にあたり身分証明証（運転免許証、健康保険証、学生証等）をご提示ください。お預かりした個人情報等は本施設の運営目的のみに使用し、それ以外には使用いたしません。

第3条（会員）

- 会員には、一時利用（ドロップイン）会員・月額会員の区分があります。一時利用（ドロップイン）会員とは、時間若しくは一日単位で利用料金を支払う会員のことを、月額会員とは、月額料金を支払い本施設を利用する会員のことを総称します。
- 会員は、本規約等に従い、本施設および本施設に付帯する設備を利用することができます。
 - コワーキングスペース（萩・明倫学舎4号館2階）
 - ※収容人数の目安は40名程度です。
 - 防音ブース設備（萩・明倫学舎4号館1階 ワークショップスペース）
 - ※数に限りがあるため、使用時間は原則として1回2時間以内とします。

第4条（開館時間等）

- 開館時間は、原則として午前9時～午後9時です。
 - ※年末年始（12月29日～翌年1月3日）は閉館いたします。急な時間短縮や臨時閉館については、ホームページ等でご確認ください。
 - ※最終入館時間は開館時間終了の1時間前まで、最終利用時間は開館時間終了の15分前までとなります。

第5条（予約方法）

- 電話やメール等により、利用希望日の空き状況等について確認および予約ができます。利用希望日において定員に達した場合は、本施設を利用できません。
- 本施設の占有利用を希望する場合は、事前に申請を行い、管理者の承諾を得た内容・時間帯・最大参加人数で利用するものとします。
 - ※占有利用は、20名以上での利用に限ります。
 - ※利用日の14日前までに申請を行ってください。ただし、利用希望日において、既に他の会員の予約がある場合は、受付できません。

第6条（利用料金）

- 会員は、区分ごとに定める利用料金を支払うものとします。一旦お支払いいただいた利用料金は、理由の如何にかかわらず返還いたしません。
 - 一時利用（ドロップイン）会員 1時間につき 200円
 - 月額会員 1ヶ月につき 3,000円
- ※本施設は、中学生以上のご利用をお願いしています。中学生以上の学生は、学生証（生徒手帳）の提示により、上記利用料金の半額で利用できます。
- ※会員がご利用の際に小学生以下のお子様を帯同する場合は、お子様は無料で入館できます。
- ※月額会員における1ヶ月とは、申し込み日から翌月の申し込み日に相当する日の前日までとします。

第7条（利用形態）

- 利用にあたり管理事務室にて「登録カード」をご提示ください。「利用受付票」の記入後、本施設の入退室に必要となるカードキーを貸与いたします。
 - ※防音ブースを利用される場合は、併せて設備の鍵を貸与いたします。
- 会員は、本施設を利用して、第三者に迷惑を及ぼさない範囲で業務または作業を行うことができます。
- 会員は、会員の地位およびこれに基づく権利義務の全部または一部を第三者に貸与、譲渡または担保の用に供することはできません。
- 会員は、本施設内の設置物の移動等はありません。
- 貴重品はご自身で管理をお願いします。荷物のお預かりはお断りしています。
- 退出時は設備、使用した施設を原状に復するものとします。
- 企業入居教室やその他禁止箇所への立ち入りはご遠慮ください。
- 忘れ物の保管期間は、お預かりの日から3ヶ月とします。

第8条（飲食）

- 飲食物の持ち込みは可能ですが、他の会員の迷惑になる可能性のある食事（臭いが強い食品等）はご遠慮ください。
※飲食の際は、室内を汚さないようにご注意ください。万が一、床や壁、テーブル等を汚してしまった場合は、クリーニング料を別途ご負担いただきます。
- 持ち込んだ物から出たゴミは、各自お持ち帰りください。

第9条（備品等貸出サービス）

- 利用をご希望の場合は、管理事務室にて貸出手続きを行ってください。
 - プロジェクター・アンプ・マイク一式 1時間につき 200円
 - プリンター（1回10枚まで） 1回につき 100円
- ※ご使用中に故障や破損等が起きた場合には、実費にて弁償頂きます。また、使用方法や内容が不適切と判断した場合は、利用を中止させていただきます。

第10条（利用料金等の支払い）

- 本施設の利用後は、管理事務室にてカードキーを返却するとともに、利用料金等の支払いをしてください。
※支払い方法については、現金またはQR決済でお支払いください。

第11条（禁止行為）

- 会員は、本建物または本施設内において次の各号に該当する行為または本施設もしくは他の会員に損害や迷惑を及ぼす行為等を行なってはいけません。
 - A. 飲酒、炊事、指定場所以外での飲食および喫煙。
 - B. 大声での会話、大音量の音楽等、他の本建物利用者、本施設利用者等に迷惑を及ぼす行為。
 - C. 本施設内での動物の飼育または持ち込み。（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除きます。）
 - D. 本建物および本施設の通路、階段、廊下、外壁等へのポスター等の広告物の無断掲示。
 - E. マルチ商法・ネットワークビジネス等またはその類似行為。
 - F. 物販等の営業活動または布教活動、宗教活動もしくは政治活動。
 - G. 火気や危険物の持ち込み、および使用。

H. 本規約違反行為、違法行為または公序良俗に反する行為、その他管理者が社会通念上合理的に判断して不適切と判断する行為。

第 12 条（利用の制限、登録の解除）

- 以下に該当する場合は、利用を制限、登録の解除をする場合があります。
 - A. 本施設を損傷・汚損するおそれがある場合。
 - B. 会員情報に虚偽の内容を確認した場合。
 - C. 本施設の利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。
 - D. 本施設に管理者の承諾を得ることなく入室した場合。

第 13 条（個人情報）

- 本施設で収集した個人情報につきましては、適切に管理し、第三者に許可なく開示することはありません。ただし、法令に基づき開示・提供を求められた場合はこの限りではありません。

第 14 条（免責及び損害賠償）

- 会員間でのトラブルで生じた損害について本施設は一切の責任を負いません。
- 会員が持ち込んだ物品（貴重品を含む）等の、盗難・紛失・破損事故について、本施設は一切の責任を負いません。

第 15 条（その他）

- 本施設は、個人・法人住所としての利用や登記はできません。
- 本施設の利用にあたっては、「萩・明倫学舎有料駐車場」をご使用ください。
※4号館入居者駐車場には駐車しないようにしてください。

【萩・明倫学舎コワーキングスペース】

住 所：〒758 - 8555

山口県萩市大字江向 602 番地

T E L：0838 - 21 - 5377

F A X：0838-22-7310

M a i l：hagimeirin4@hyper.ocn.ne.jp